

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

「困ったなあ」 身寄りのない遠縁の伯母の 一軒家をどうしたらよいのか…

90歳になる遠縁の伯母についてのご質問です。
かつて結婚したことがあったと聞いていますが、子供はなく、兄弟もなく、一番近い親戚は、従妹にあたる私の母でした。年も近かったので、母が時々家に行ったりしていたのですが、母が5年前に亡くなった後はそのまま私が引き継ぐ形で面倒を見ています。
教員として働いてきた人ですが、さすがに足腰が弱り、3年前、私方近くの介護付き老人ホームに入所させました。私が時々行つては話し相手になり買い物をしてきています。銀行のキャッシュカードも預けられてい

るので、代わりに下ろしてきて、ホームの月々の支払いもしています。預金高はかなりあり、伯母が暮らしていく分はこれで足りるのですが、ただとても気になるのは、伯母が古い一軒家を残してきていることです。

生前母はよく、家を処分してホームに移つたらと言っていたのですが、伯母は頑固に同じようとはしませんでした。その気持ちも分からないではないし、私も伯母の遺産が欲しいわけ

ではまったくないのですが、このまま伯母が亡くなった後どうしたらよいのか不安です。先日、区役所の法律相談に行ってきたら、弁護士さんは有料の1時間ずっと成年後見の話ばかりされ、最後に自分は専門にやっているからと名刺を出してこられました。

結局答えは見つからず、伯母もぼけてきたし、どうしたらよいのかと思います。



それは心労のかかることですね。また、せっかく法律相談に行つて相談料も払つたのに、残念なことでした。

結論から言うと、成年後見は不要です。それが必要になるのは、伯母さまがぼけて、でも家を処分しなければならぬとか、口座を解約するとかいった時です。

ご相談内容は、亡くなった後の家の処分なのです。伯母様に甥姪といった法定相続人がいればよいけれど、いないのですよね。もし伯母様にご相談者に対して、全財産を遺贈するという内容の遺言書を書いてくれるれば、ご相談者が家も預金もすべて自分の物にして処分もすればよいけれど、そういう状況でもないのです。

この場合、家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申し立てることになります。家裁が選任する相続財産管理人が、所要の公告をし、一定の期間内に相続人としての権利を主張する者がいない時は、公告期間満了後3カ月以内に、特別縁故者の請求

をすれば、遺産の全部又は一部をもらうことができます(民法958条の3)。

特別縁故者というのとは、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者などのことであり、ご相談者はまさにこれに該当します。その土地がご自分の物になれば売却し、家屋の取壊し費用などは売却代金から賄えばよいわけです。もし物件が国庫に帰属するのであれば、それはそれで処分を考えなくてもよ

くなります(同959条)。

念のためですが、伯母様の財産を私用したと疑われないよう、書類やメモを残しておくこと安心です。またこれはどなたの場合にも言えることですが、死亡と共に預金も下ろせなくなるので、死期が近くなつたときは、葬儀費用として、現金を予めまとめて下ろしておいたほうが安心です。キャッシュカード引き出しについては、一日50万円の限度額があるので、ご注意ください。

A 家庭裁判所に相続財産管理人選任の申し立てを。 特別縁故者として相続できる可能性があります。